

みんなは、生まれたときから、大切な権利を持っています。

自分の権利について、きちんと理解し、行動しましょう。

こことよ (とよた子どもの権利相談室)

豊田市には、つらい思いをしたときの相談の場所として、子どもの権利相談室があります。

嫌な思いをしたり、悩んだりしたら、電話してください。秘密は守ります。

相談の係の人が、子どもの気持ちを受け止めて、いっしょに考え



ます。

フリーダイヤル

0120-797-931

◆相談はメールでもできます◆

kodomo-soudan@city.toyota.aichi.jp

FAX 0565-33-9314

(水・木・土 午後1時～午後6時)
(金 午後1時～午後8時)

こことよ



●問い合わせ先●

豊田市 こども・若者部 こども・若者政策課

でんわ 電話 0565-34-6630

ふあつくす FAX 0565-34-6938

E メール kowaka@city.toyota.aichi.jp

しょうがくせい
小学生

豊田市 子ども条例

子どもにやさしいまちづくりのために



子ども条例マスコットキャラクター チルコ

子ども条例ってなに？

子どもにやさしいまちって？

子どもにとって大切な4つの権利とは？

子どもの育ちを支えるみんなの役目とは？

子ども条例ってなに？

- ・条例とは、市の「法律」にあたるもので、みんなの約束ことです。
- ・子ども条例では、子どもの権利を大切にして、子どもにやさしいまちをつくることを約束しています。
- ・権利とは、誰もが平等に受け取ることができるもののことです。たとえば、「教育を受ける権利」などと使います。

子どもにやさしいまちって？

- ・子どもが幸せに暮らすことができるまち。
- ・大人が、子どもにとって一番よいことは何かを考え、みんなで子どもの育ちを支えるまち。
- ・子どもと大人が、力を合わせてよりよい社会をつくるまち。



なまえ
名前はチルコ。

(チルコ=チルトレンのチル+子どものコ)

子ども条例のPRをしているよ。

ちなみに、ニット帽のデザインは、ひまわりの種。よろしくね！

子ども条例ってなに？／子どもにやさしいまちって？

子どもにとって大切な4つの権利とは？

あらゆるとき、あらゆる場所で、これらの権利が守られます。

①安心して生きる権利

- ・命が守られ、大切にされること
- ・愛情をもって育てられること
- ・差別されないこと
- ・心と体が守られること など

②自分らしく生きる権利

- ・ありのままでいられること
- ・自分らしさが認められること
- ・安心できる場所を持つこと
- ・一人での自由が守られること など

③豊かに育つ権利

- ・遊んだり、学んだりできること
- ・食事や会話などの楽しい時間を過ごすこと
- ・文化やスポーツに親しむこと
- ・夢に向かってがんばること など

④参加する権利

- ・自分の気持ちや考えを発表すること
- ・年齢に合った活動ができること
- ・何かを決める話し合いの場所にいられること
- ・知りたいことを教えてもらえること など



子どもの育ちを支えるみんなの役目とは？

子どもと大人が協力して、子どもにやさしいまちづくりを進めます。

子ども
権利が守られる

おや親など
子育てに責任をもつ

市
子どもの権利を守る

市 民
子どもを見守る

がっこう学校など
子どもを助け、教える

子どもにやさしいまち

かいしゃ会社など
子育てを支える

子ども会議

豊田市は、子どもにやさしいまちづくりについて、子どもの意見を聴くために、子ども会議を置いています。

子ども会議では、小学生から高校生までの子ども委員が、テーマについて話し合いをしています。話し合ったことは、市に提案することができます。

